

後見制度支援預金規定

第1条(目的、預入れ)

- (1) この預金は、後見制度(未成年後見および成年後見)を利用されている方が、家庭裁判所の発行する「指示書」に基づく現金資産の管理を行うためのもので、家庭裁判所による「指示書」のある場合のみ、本店において預入ができます。
- (2) この預金は、被後見人を名義人とする預金として、被後見人と後見人の氏名その他必要な事項について書面によって当組合に届出し、当該後見人による手続きによる場合のみ預入することができます。この場合、当組合所定の手続きにて口座開設し、手続きにおいて記入する名義は、預金名義人である被後見人の氏名と後見人の氏名の併記を要するものとし、使用印章は後見人による届出印を使用するものとします。
- (3) この預金の手続きを、後見人が他の方に包括的に代理権を授与して行うことはできません。ただし、個々の取引手続きについて、後見人が代理人による手続きを要する特段の理由があり、当組合が承認する場合に限り、「委任状」により代理人による手続きを行うことができます。

第2条(取引の開始)

- (1) 当組合と取引を行えるのは、原則として当組合が本店を有する地区内に、住所、居所を有する方、勤労に従事する方、中小規模の事業者の方に出資加入頂くことにより組合員となることのできる方です。組合員となることのできる要件を満たさなくなる場合、原則として組合員を脱退いただきます。また、組合員の脱退により、お取引を解約いただく必要があると当組合が認める場合、組合よりの求めに応じて取引の解約等を行っていただきます。
- (2) 当組合とのこの預金取引は、後見人が本規定を承諾し、当組合所定の申込書および特約同意書に必要事項を記入のうえ当組合所定の必要書類を添えて申し込み、当組合がこれを受領し承諾した場合に開始されるものとします。
- (3) 取引の開始にあたって、当組合が必要と認めた場合はお届けの電話番号等へ連絡させていただくことがあります。後見人との連絡が取れなかった場合、または後見人によるお届け内容に疑義があると当組合が判断した場合には、口座開設をお断りできるものとします。なお、当組合が口座開設を行わないことにより被後見人、後見人、その他の関係者に損害が生じても、当組合は責任を負いません。

第3条(本人確認)

- (1) 取引にあたっては、関係諸法令等に基づき当組合所定の方法により、本人確認を行います。取引にあたって行う確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法によって本店に届出てください。
- (2) 関係諸法令等に基づく所定の本人確認が必要な場合、その他当組合が必要と認めた場合は、当組合所定のご本人さまを確認できる書類(以下、「本人確認書類」といいます。)の提出や電話、訪問等、その他の方法による確認を求めることがあります。この確認が取れない場合(当組合が定める期日までに当組合に連絡がない場合、後見人によるお届けの住所に発送した本人確認の提出をを求める通知書が当組合に返送された場合、お届けの電話番号に連絡が取れない場合等を含みます。)当組合は取引の全部または一部の停止、もしくは口座の解約をすることがあります。
- (3) 前記(2)により当組合が取引の全部または一部の停止、もしくは口座の解約をしたことにより被後見人、後見人、その他の関係者に損害が生じても、当組合は責任を負いません。

第4条(印鑑照合)

- (1) 口座の開設にあたっては、当組合との取引に使用する印章を届け出てください。
- (2) 取引において当組合が後見人の使用する印影を、当組合に届出された印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたらうえ、後見人等が請求等の権限があると当組合が過失なく判断して行った取扱い、有効な取扱いとし、それが偽造、変造、盗用、不正利用、その他事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第5条(証券類の受入れ)

- (1) 別の規定により定めがある場合を除き、この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れることができます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のため費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第6条(受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻し等はできません。(その払戻しができる予定の日は通帳に記載します。)
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金または掛金になりません。この場合は当組合所定の方法によりその受入の記載を取り消したうえで、その証券類は受入店で返却します。
- (3) 前記(2)の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

第7条(振込・振替の取扱い)

- (1) この預金は、次に定める場合を除き、振込金または振替金の受入れを行うことはできません。
- (2) この預金で、受入れすることができる振込金または振替金は、この預金口座を開設する当店の別の口座からの振込金または振替金を、裁判所による「指示書」に基づく範囲で受入れる場合に限りです。

第8条(預金の払戻し)

- (1) この預金は、裁判所による「指示書」がある場合のみ、払戻しを請求することができます。
- (2) この預金を払戻すときは、裁判所による「指示書」の原本の提示と写しの提出のうえで、当組合所定の払戻請求書に預金名義人となる被後見人と後見人の記名を併記し、後見人による届出の印章を押印して、通帳とともに提出してください。

第9条(自動支払い等)

- (1) この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。
- (2) 前記(1)にかかわらず、裁判所による「指示書」に基づき、この預金から、この預金と同じ名義人の本店に開設する別の普通預金口座へ、一定額を一定期間毎に自動振替する必要がある場合のみ、組合所定の手続きにて申込むことにより、当組合が提供する預金自動振替サービスを利用することができます。

第10条(付帯サービスの取扱い)

- (1) この預金口座は、キャッシュカードの発行はできません。
- (2) この預金口座は、インターネットバンキングなどの各種付帯サービスを利用することはできません。

第11条(利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎月2月と8月の当組合所定の日に、店頭掲示の預金利率表記載の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお利率は金融情勢に応じて変更します。

第12条(反社会的勢力との取引謝絶)

この預金口座は、第13条(4)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第13条(解約等)

- (1) この預金口座は、以下の事由による場合のみ、当組合所定の手続きにより解約することができます。
 - ① 口座名義人が死亡したとき
 - ② 裁判所による「指示書」に基づく場合
 - ③ 口座名義人の後見開始取消審判が確定したとき
 - ④ 未成年後見の場合で、所定の後見期間を経過したとき
 - ⑤ 法令の改正などにより、本商品の取扱いを継続することができないと当組合が判断したとき
- (2) この預金口座を解約する場合は、裁判所による「指示書」および通帳、届出の印章を持参のうえ、本店に申出てください。なお、解約の手続きは、法令および当組合所定の手続きによるものとします。
- (3) 次の①から⑥までの一つにでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または後見人に通知することによりこの預金口座を解約することができます。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあて発信したときに解約されたものとします。

後見制度支援預金規定

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、またはこの預金口座が、家庭裁判所の指示書に基づかず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の口座名義人または後見人が第18条(1)に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 当組合が法令で定める本人確認等を行うにあたって預金者について確認した事項または第13条の2、(1)もしくは(2)の定めに基づき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - ⑤ 第13条の2、(1)から(3)までのいずれかの定めに基づく取引の制限の理由となる事実が1年以上に亘って解消されないとき
 - ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (4) 前記(3)のほか、次の①から③までの一つにでも該当し、この預金取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または後見人に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ① 後見人が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金名義人または後見人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または各号該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金名義人または後見人が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- (5) この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金名義人または後見人による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または後見終了後の預金名義人または後見人に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。
- (6) 前記(3)から(5)までにより、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第13条の2（取引の制限等）

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他必要事項を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (3) 前記(1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (4) 前記(1)から(3)に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
- (5) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。

第14条（手数料）

- (1) 取引にかかる諸手数料は、別途定める通りとします。
- (2) 当組合が諸手数料を改定または新設する場合には、原則として、改定後の内容または新設内容を当組合ホームページに掲載する方法、その他当組合所定の方法により告知します。

第15条（通知等）

届出のあった住所、氏名等に宛てて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとみなします。

第16条（届出事項の変更）

- (1) 後見人により届出のあった印章、住所、氏名、電話番号、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法により当組合に届出てください。この届出以前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 後見人により当組合に届出された住所、氏名等に宛てて当組合が通知または送付書類を発送し、これらが不着のため当組合に返送された場合、当組合は通知または送付書類の全部または一部の送付を中止し、全部または一部の取引を制限できるものとします。

第17条（通帳・届出印章の紛失等）

- (1) 通帳または印章を紛失したときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を紛失したときのこの預金の払戻し、解約または再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳の紛失等による再発行にあたっては、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

第18条（譲渡、質入れ等の禁止）

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

第19条（保険事故発生時における預金名義人からの相殺）

- (1) この預金は、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、次の(2)から(5)までの定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金名義人の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金名義人が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きは、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当組合所定の払戻請求書に届出印を押印して通帳とともに、直ちに当組合にお申出ください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金名義人自身の債務である場合にはその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には、預金名義人の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等に

後見制度支援預金規定

ついて当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第20条（事務処理の委託に関する取扱い）

- (1) 当組合は預金名義人及び後見人の取引に関する情報を含む事務処理を当組合以外の第三者に委託することができるものとします。
- (2) 当組合および当組合が業務を委託する第三者は、保有する預金名義人及び後見人の情報を厳正に管理し預金名義人及び後見人のプライバシー保護のために十分に注意を払うとともに預金名義人及び後見人の情報をその目的以外に使用しないものとします。

第21条（預金名義人及び後見人情報の取扱い）

- (1) 当組合は、預金名義人及び後見人の情報について、別途定める「個人情報保護方針」および「特定個人情報基本方針」に従い取り扱います。また、法令、裁判手続きその他の法的手続きまたは規制当局により、預金名義人及び後見人の情報の提出が要求された場合には、当組合はその要求に従うことができるものとします。
- (2) 当組合の「個人情報保護方針」および「特定個人情報基本方針」は、当組合ホームページに掲載します。

第22条（免責事由）

- (1) 次の①および②の事由により、当組合の提供するサービスの取扱いに遅延、不能その他事故があってもそのために生じた預金名義人、後見人、その他の関係者の損害については、当組合は責任を負いません。
 - ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
 - ② 当組合または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に不正使用または障害が生じたとき
 - ③ 当組合以外の金融機関その他第三者の責めに帰すべき事由があるとき
- (2) 当組合または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされ、預金名義人または後見人のパスワード等、取引情報が漏洩した場合、そのために生じた預金名義人、後見人、その他の関係者の損害については、当組合は責任を負いません。

第23条（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当組合は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）に基づく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払いに係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払いの請求があったこと（当組合が当該支払いの請求を把握することができる場合に限り。）
- (3) 預金名義人または後見人等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
 - ① 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ② 預金名義人または後見人等が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地
- (4) 預金名義人または後見人等からの申し出に基づく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと。
- (5) 預金名義人または後見人等から残高の確認があったこと。
 - ① 残高証明書発行依頼のあったもの。
- (6) 預金名義人または後見人等からの申し出に基づく契約内容または顧客情報の変更があったこと。
 - ① 氏名変更及び住所変更（ただし、当組合が把握できるものに限り。）
 - ② 通帳・証書・カード類の紛失、並びに印章の喪失または変更（ただし、当組合が把握できるものに限り。）
 - ③ 預金名義人の死亡（ただし、相続人からの死亡届の提出を受けた場合に限り。）

第24条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 第23条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 当組合が後見終了後の預金名義人または後見人等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送した日。ただし、当該通知が預金名義人または後見人に到達した場合または当該通知を発送した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうち、いずれか遅い日までに通知が預金名義人または後見人の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。
- ③ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

第25条（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、預金名義人等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前記(1)の場合、預金名義人等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金名義人は、当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。
- (3) 預金名義人等は、前記(1)の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。
 - ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める義務に基づくもの（利子の支払いに係るものを除きます。）が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払いの請求が生じたこと（当組合が当該支払いの請求を把握することができる場合に限り。）
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと
- (4) 当組合は、次の①から③までに掲げる事由を満たす場合に限り、預金名義人等に代わって前記(3)による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。
 - ① 当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金について、前記(3)②に掲げる事由が生じた場合には、当該支払いへの請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払いを請求すること
 - ③ 前記(3)に基づく取扱いを行う場合には、預金名義人等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

第26条（準拠法および管轄裁判所）

- (1) この規定および他の各預金取引規定の準拠法は日本法とします。
- (2) この規定において他の各預金取引規定に関する訴訟については、大阪地方裁判所もしくは東大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第27条（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、当組合の他の規定、規則等当組合の定めるところによるものとします。当組合の他の規定、規則等は、店頭表示その他の相当の方法で公表します。

第28条（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当組合が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法548条の4）に基づき（付随的な事柄や手続きに係る事項等は除きます。）変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

（令和2年4月1日改定）